

平成20年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

平成20年6月27日（金曜日）

議事日程

平成20年6月27日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 選挙第 1号 平成20年3月21日告示
山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について
 - 4 選挙第 2号 平成20年4月10日告示
山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について
 - 5 議案第51号 平成20年度防府市一般会計補正予算（第1号）
（各常任委員会委員長報告）
 - 6 議案第52号 平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 平成20年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（以上教育民生委員会委員長報告）
議案第53号 平成20年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（建設委員会委員長報告）
 - 7 推薦第 2号 防府市農業委員会委員の推薦について
 - 8 報告第17号 専決処分の報告について
 - 9 報告第18号 専決処分の報告について
 - 10 議案第45号 工事請負契約の締結について
議案第55号 工事請負契約の締結について
 - 11 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番 原 田 洋 介 君

2番 高 砂 朋 子 君

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 重川恭年君 | 4番 | 山本久江君 |
| 5番 | 弘中正俊君 | 6番 | 藤本和久君 |
| 7番 | 河杉憲二君 | 8番 | 松村学君 |
| 9番 | 斉藤旭君 | 10番 | 横田和雄君 |
| 11番 | 深田慎治君 | 12番 | 馬野昭彦君 |
| 13番 | 大村崇治君 | 14番 | 今津誠一君 |
| 15番 | 安藤二郎君 | 16番 | 平田豊民君 |
| 17番 | 木村一彦君 | 18番 | 三原昭治君 |
| 19番 | 山根祐二君 | 20番 | 伊藤央君 |
| 21番 | 藤野文彦君 | 22番 | 山下和明君 |
| 23番 | 田中健次君 | 24番 | 中司実君 |
| 25番 | 山田如仙君 | 26番 | 久保玄爾君 |
| 27番 | 河村龍夫君 | 28番 | 佐鹿博敏君 |
| 30番 | 行重延昭君 | | |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 市長 | 松浦正人君 | 副市長 | 嘉村悦男君 |
| 会計管理者 | 内藤和行君 | 財務部長 | 吉村廣樹君 |
| 総務部長 | 浅田道生君 | 総務課長 | 原田知昭君 |
| 生活環境部長 | 古谷友二君 | 産業振興部長 | 阿部勝正君 |
| 土木都市建設部長 | 阿部裕明君 | 土木都市建設部理事 | 恵藤豊君 |
| 健康福祉部長 | 田中進君 | 教育長 | 岡田利雄君 |
| 教育次長 | 山邊勇君 | 水道事業管理者 | 中村隆君 |
| 水道局次長 | 本廣繁君 | 消防長 | 武村一郎君 |
| 監査委員 | 和田康夫君 | 入札検査室長 | 安田節夫君 |
| 農業委員会事務局長 | 林國明君 | 選挙管理委員会事務局長 | 古谷秀雄君 |
| 監査委員事務局長 | 松吉栄君 | | |

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 武 文 君 議 会 事 務 局 次 長 吉 村 和 幸 君
議 会 事 務 局 中 村 淳 二 君 議 会 事 務 局 係 長 藤 井 一 郎 君
次 長 補 佐
議 会 事 務 局 主 任 片 岡 和 史 君

午前 10 時 開 議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。12番、馬野議員、13番、大村議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

あいさつ

議長（行重 延昭君） この際、さきの本会議において、防府市教育委員に選任されました土手美樹氏のごあいさつを受けます。

〔教育委員 土手 美樹君 登壇〕

教育委員（土手 美樹君） 皆様、おはようございます。このたび、教育委員に選任されました土手でございます。大変名誉ある御推挙いただきまして、誠に光栄に存じております。

現在、PTAに携わる中で、子どもたちを取り巻く環境の変化に、家庭教育の重要性を強く感じております。中学生の子どもを持つ現役の母親として、大変微力ではございますが、精いっぱい職務を全うしたいと考えております。どうか、先生方の御指導を賜りますことをお願い申し上げます。

どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

選挙第1号平成20年3月21日告示

山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

議長（行重 延昭君） 選挙第1号平成20年3月21日告示、山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

山口県後期高齢者医療広域連合議会議員は、関係市町の長及び議員により構成され、その任期は、当該関係市町の長または議員としての任期とされています。

このたび、市議会議員のうちから選出された議員の1人が、平成20年3月20日に失職となったため広域連合議会議員に欠員が生じることとなりました。

これに伴って、同月21日付けで山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示され、候補者の届け出の受付を行った結果、定数の1人を上回ったため、県内全市議会において選挙を行うこととなったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、県内すべての市議会における得票総数により当選人の決定をすることになりますので、防府市議会会議規則第31条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、防府市議会会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙結果の報告については、防府市議会会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから、投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

議長（行重 延昭君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（行重 延昭君） ただいまの出席議員数は29名でございます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（行重 延昭君） 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。局長、お願いします。

議会事務局長（中村 武文君） それでは、点呼を行います。敬称は省略させていただきます。

〔点呼 投票〕

議長（行重 延昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 投票漏れは、ないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（行重 延昭君） これより開票を行います。防府市議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に松村議員、山本議員の御両名を御指名いたしますので、お願いいたします。

どうぞ、前へお願いします。

それでは投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。

〔開票〕

議長（行重 延昭君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 29票

有効投票中

下関市議会議員 関谷候補 23票

下松市議会議員 渡辺候補 6票

以上のとおりであります。

よって、ただいまの選挙結果を、山口県後期高齢者医療広域連合の議員の選挙に関する規則第7条の規定に基づき、直ちに山口県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。

選挙第2号平成20年4月10日告示

山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

議長（行重 延昭君） 選挙第2号平成20年4月10日告示、山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

この選挙は、山口県後期高齢者医療広域連合議会に、山口県市議会議長会役員から選出された議員2人から、平成20年4月4日付で辞表が提出され、受理されたことにより、広域連合議会議員に欠員が生じることとなったため、同月10日付で山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示され、候補者の届け出の受付を行った結果、定

数の2人を上回ったことにより、県内全市議会において選挙を行うこととなったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、県内すべての市議会における得票総数により当選人の決定をすることになりますので、防府市議会会議規則第31条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、防府市議会会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙結果の報告については、防府市議会会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから、投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

議長（行重 延昭君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（行重 延昭君） ただいまの出席議員数は29名でございます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（行重 延昭君） 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。局長。

議会事務局長（中村 武文君） それでは、点呼を行います。敬称は省略させていただきます。

〔点呼 投票〕

議長（行重 延昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 投票漏れは、ないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（行重 延昭君） これより開票を行います。防府市議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に伊藤議員、木村議員の御兩名を御指名いたします。

立会人の御兩名は前に出て、よろしく願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。

〔開票〕

議長（行重 延昭君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 29票

有効投票中

萩市議会議員 青木議員 0票

光市議会議員 市川議員 25票

下関市議会議員 近藤議員 4票

以上のとおりであります。

よって、ただいまの選挙結果を、山口県後期高齢者医療広域連合の議員の選挙に関する規則第7条の規定に基づき、直ちに山口県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

議案第51号平成20年度防府市一般会計補正予算（第1号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第51号を議題といたします。本案は、各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務常任委員長 松村 学君 登壇〕

総務常任委員長（松村 学君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました、議案第51号平成20年度防府市一般会計補正予算（第1号）中、総務委員会所管事項について、去る6月23日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳入では、県支出金及び繰越金を計上いたしております。なお、繰越金については、平成19年度一般会計の決算において、8

億円余りの黒字が見込まれることから、同和地区住宅資金貸付事業特別会計等を含めた普通会計で計算し、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立て、残りの4億円を繰越金として見込み計上しているものでございます。

歳出では、4号館3階に会議室を新設するための経費や野島海運への離島航路補助金の額が確定したことに伴う減額補正を計上いたしております。

審査の過程における、質疑等の主なものを申し上げますと、「新設される会議室は、どういったものになるのか」との質疑に対し、「以前、道路課があったフロアにパーティションと遮音性の高い移動性間仕切りで二つの会議室を新設し、一体で使用した場合は100人程度が利用できます。エレベーターで上げられるため、車椅子にも対応でき、高齢者や障害者の方にも優しく、利用しやすい会議室になります」との答弁がございました。

これに関連して、「河川港湾課や道路課に来られる高齢者や障害者の方も多いと思われるが、それぞれ2号館、3号館の2階に移ったことで、利便性が悪くなっており、また、災害時にも対応できる機能的な配置かどうかも含め、今後、総合的に検討していただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

教育民生常任委員長（河村 龍夫君） 教育民生委員会委員長報告をいたします。

さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第51号平成20年度防府市一般会計補正予算（第1号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る6月24日、委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、中関第2留守家庭児童学級の新設に伴う児童福祉施設使用料の増額補正のほか、障害者介護・訓練等給付費負担金及び生徒指導総合連携推進事業委託金等が計上されているものでございます。

次に、歳出につきまして、まず、総務費では戸籍住民基本台帳費において、法律改正に伴う電算システムの改修経費が計上されております。

次に、民生費では児童福祉施設費において、中関第2留守家庭児童学級の新設に伴う経費等が計上されているものであります。

次に、教育費では保健体育費において、松崎小学校ほか2校の給食室改造工事に伴う経費等が計上されているものでございます。

また、債務負担行為につきましては、防府市クリーンセンター整備事業に係る限度額が変更されているものでございます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「防府市クリーンセンター整備事業の債務負担行為の限度額は131億9,300万円と高額であるが、他市の焼却施設の処理能力と比較して、経費的にどうなのか」との質疑に対して、「焼却施設、バイオガス化施設、リサイクル施設、及び解体工事については、それぞれ他市の先行事例を調査し、十分に検討いたしました。焼却施設の建設単価も他市の施設と比較して、適正な金額と考えております。また、バイオガス化施設を建設した場合は、全体の事業費は全量を焼却処理するよりも幾らか高くなる場合があるものの、国の交付金の交付率が、3分の1から2分の1に上がりますので、市の負担は少なくなります」との答弁がございました。

また、「市が計画している、メタン発酵によるバイオガス化と焼却施設の連携は、新しい技術だが、信頼性はどうか」との質疑に対し、「この施設を導入するに当たっては、防府市廃棄物処理施設建設協議会で十分に検討をいたしました。バイオマスのメタン発酵の技術は、牛ふん、その他食物残渣等によるバイオガス施設が数多くありますので、熟度が高いと判断いたしました。また、焼却施設については、技術的に安定しております。一番重要な、ごみの選別技術については生ごみや、紙類等も高い精度で選別することができ、国の交付金の基準を十分に満たすだけの技術開発も進んでいると判断いたしました」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、経済委員長の報告を求めます。中司経済委員長。

〔経済常任委員長 中司 実君 登壇〕

経済常任委員長（中司 実君） ただいま議題となっております議案第51号平成20年度防府市一般会計補正予算（第1号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る6月23日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、農業費の農業総務費において、国・県の補助を受けて実施される担い手農地集積高度化促進事業に対する補助金相当額を事業主体に補助する経費が計上され、商工費の観光費において「まちの駅」の実施設計に係る審査委員会

の設置に伴う経費が計上されているものです。

審査の過程における質疑、要望などの主なものを申し上げます。

「まちの駅については、3月議会の決議でもあったように、地元の意見を反映させていくということに対してどのように考えているのか。また、プロポーザル方式に決めた理由と今後の業者選定のスケジュールはどうなっているのか」との質疑に対し、「7月の中旬に、地元の関係者を対象に基本計画の説明をし、御意見をいただきたいと考えております。また、プロポーザル方式は、能力・提案等により業者を選ぶ方式ですので設計書により選定するコンペ方式に比べ、応募段階で業者の負担が少なく、実施設計に意見の反映がしやすいことなどから、プロポーザル方式とすることといたしました。選定のスケジュールは7月10日以降に募集を開始して、書類審査を経て9月の中旬に設計業者を決定するというスケジュールを考えております」との答弁がございました。また、「まちの駅建設にあたっては、地元の方をはじめとする、防府のことをよく知っていらっしゃる方に設計業者選定の募集に参加していただけるようお願いしたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第51号については各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第51号については、原案のとおり可決されました。

議案第52号平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号平成20年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第53号平成20年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（建設委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第 5 2 号から議案第 5 4 号までの 3 議案を一括議題といたします。まず、教育民生委員会に付託されておりました議案第 5 2 号及び議案第 5 4 号について委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

教育民生常任委員長（河村 龍夫君） 議案第 5 2 号、議案第 5 4 号の 2 議案につきまして、去る 6 月 2 4 日、教育民生委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正につきまして、最初に、議案第 5 2 号平成 2 0 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳出において、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の精算に伴う、国庫負担金の返還金を計上し、同額が予備費から減額されているものでございます。

次に、議案第 5 4 号平成 2 0 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、後期高齢者医療制度の激変緩和措置として保険料の負担に対する軽減措置が拡充されたため、電算システムの改修が必要となり、歳入では、一般会計からの繰入金計上し、歳出では、委託料の増額補正が計上されているものでございます。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、当委員会といたしましては、2 議案とも執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の 2 議案につきまして、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、建設委員会に付託されておりました議案第 5 3 号について委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

建設常任委員長（山田 如仙君） ただいま議題となっております、議案第 5 3 号平成 2 0 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、去る 6 月 2 4 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正は、公共下水道勝間ポンプ場建設事業について、平成 2 1 年度から平成 2 9 年度までの債務負担行為が計上されているものでございます。

審査の過程における質疑、要望などの主なものを申し上げます。

「勝間ポンプ場が建設されることにより、どれくらいの面積で浸水対策がなされるのか」との質疑に対し、「公共下水道事業として実施した場合は、約 8 2 ヘクタールのみと

なりますが、県の高潮対策事業との合併施工により、約270ヘクタールの地域が浸水防除の対象となります」との答弁がございました。また、「大規模な事業とはいえ、工事期間が10年間というのは長いと思われる。工期が長くなれば、周辺の方々にも御迷惑をおかけすることになるので、可能な限り早く工事が終了するよう、県と協議をしていただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで本案についてお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第52号から議案第54号までの3議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第52号から議案第54号までの3議案については、原案のとおり可決されました。

推薦第2号防府市農業委員会委員の推薦について

議長（行重 延昭君） 推薦第2号を議題といたします。本件は、私の一身上に関することでございますので、地方自治法第117条の規定により、これより除斥のため、退場することとし、副議長と進行を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 開議

副議長（原田 洋介君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、かわって議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則36条第3項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（原田 洋介君） 御異議ないものと認めます。よって、本件に対する質疑を求

めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

副議長（原田 洋介君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（原田 洋介君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

副議長（原田 洋介君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（原田 洋介君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第2号については、行重延昭、徳重一代の両氏を推薦することに決しました。

ここで、議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

報告第17号専決処分の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第17号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第17号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、4月28日午後1時30分頃、公務のため牟礼福祉センターから本庁に来た社会福祉課の職員が防府市役所中庭駐車場に駐車しようとした際、駐車中の車両の後部右側に接触し、相手方の車両を破損させたものでございます。

車両の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、

今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第17号を終わります。

報告第18号専決処分の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第18号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第18号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、5月2日午後1時40分頃、防府競輪場の来場者用駐車場内で、競輪局の臨時職員が草刈り機を用いて草刈り作業を行っておりましたところ、はねた小石が駐車中の来場者の車両の後部窓ガラスに当たり、相手方の車両を破損させたものでございます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 草刈り機で草を刈れば、小石が飛ぶというのは常識で考えられるのですが、作業標準はどうなっていますか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 作業標準と申されましたですか。これについては、競輪開催中でありまして、そのときに本来ならばそれが、私ども常に注意しておるんですけど、そういった車がないときに作業するのが常識なのですが、その辺がちょっと守られておりませんで、本場開催ではなく、場外開催だったのですが、そのときに作業をやってしまったということで、御迷惑をおかけした状況でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 何メートル以内に車があったら刈らないとか、そういった基準があるのではないですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） その基準については、現在、何も設けておりません。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） やはり、再発防止をするのであれば、そこらをきっちりしていただきしたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第18号を終わります。

議案第45号工事請負契約の締結について

議案第55号工事請負契約の締結について

議長（行重 延昭君） 議案第45号及び議案第55号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第45号及び議案第55号の工事請負契約の締結について一括して御説明申し上げます。

この2議案は、さきに御承認いただきました（仮称）防府市新体育館建設（電気設備）工事と同時施工となります、（建築主体）工事及び（機械設備）工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

お手もとの参考資料にお示ししておりますとおり、建築主体工事は、株式会社熊谷組・中村建設株式会社・中村技建株式会社共同企業体ほか4共同企業体により、機械設備工事は、三建設備工業株式会社・株式会社中冷山口共同企業体ほか5共同企業体により、それぞれ制限付き一般競争入札の公募により参加のありました業者による入札を行いました結果、建築主体工事は、西松建設株式会社・長沼建設株式会社・株式会社原田組共同企業体が落札し、機械設備工事は、5共同企業体が本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査審議した結果、最低の価格で申し込みのあった共同企業体において、本契約の内容に適合した履行が可能であると判断し、この申し込みをした株式会社三晃空調・新興設備株式会社共同企業体を、落札者と決定いたしましたので、これらと契約を締結しようとするものでございます。

なお、建築主体工事の契約の相手方である西松建設株式会社・長沼建設株式会社・株式会社原田組共同企業体の構成員のうち、西松建設株式会社につきましては、6月4日に、外国為替及び外国貿易法違反の疑いで東京地検特捜部の捜索を受けたことから、社会的影響が大きいと認識し、当該業者からの事情聴取や県との情報交換等により情報収集に努めておりますが、新たな事実に接しておらず、捜査段階である現時点においては、仮契約を解除することとなる指名停止措置要件に該当いたしておりませんので、このたび御審議を

お願いするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 今、市長のほうから6月4日に東京地検の捜査を西松建設が受けたというお話がありまして、そのニュースは6月5日のテレビ、あるいは6日の各紙の朝刊などで報じられました。そのあと第2報として、これは実は読売新聞しか報じておりませんが、この事件でこういうふうにあります。

同社元社員が東京地検特捜部の調べに「役員から指示され、東南アジアの事業で捻出した裏金を持ち込んだ」と供述していることがわかったと。元社員は裏金を航空機の手荷物に入れて運んでいたことも判明。特捜部は役員ら、同社上層部が関与していた可能性が高いと見て、外国為替及び外国貿易法違反容疑で慎重に調べを進めるとともに裏金の使途にも関心を持っている。

役員が関与していたという証言、供述があるということ。それから東京地検の特捜部が西松建設の上層部が関与していた可能性が高いと見て、慎重に調べを進めているというところが6日の各新聞よりも一歩、濃い情報が示されております。そういう中でこの事案については新たなものが出ていないとは言いながら、慎重に実は審議をしなければいけないと思います。

それで、何点かにわたって質問をいたしますが、基本的な契約の内容的なことでも最初に何点かお聞きをいたします。

一つは3者JVですけれども、JVの出資比率は、これは3者でどうなっているのかということが1番です。

それから、2番目に何らかの事情によって、今、こういう形で名前が出ておりますから、事件に発展すれば会社の経営が厳しくなるということも、昨今のいろんな企業のコンプライアンスというのか、そういうことの中でもあります。工事がそういう形で事業の継続がそのJVで難しい場合の保証措置というのか、そういうものは契約書の中でどういうふうに盛り込まれているのか。これが2番目の問題です。

それから、3番目ですが、今、出ております、この西松建設。昨年度、防府市の、19年度ですが、指名停止を受けていると思うのですが、昨年度、何回受けて、延べ何カ月指名停止があったのか、お示し願いたいと思います。

それから、4番目ですが山口県のほうは議会に議案を出す前という形でしたけれども、これは6月議会に出さないで様子見というかたちで9月議会へ提出するということです。

防府市の場合には、6月議会の開催日時が県議会よりも早かったため、既に議案として上程しておりましたけれども、一たん撤回して9月に出すという選択肢もあるわけで、どうして山口県と同一歩調を取られるような、そういうやり方、事務的には十分可能だと思いますが、どうして、そういう同一歩調を取ろうとされないのか。これが4番目です。

それから5番目ですが、インターネットのホームページをいろいろと見ておきますと、鎌倉市が、記者発表資料というのが市のホームページにありまして、6月11日に発表しておりますが、工事契約議案の取り下げということで、これは漁港改修工事について、「平成20年5月19日に西松建設株式会社横浜支店と工事請負仮契約を締結し、今市議会6月定例会に議案（第6号）として上程する予定でございました」と。「しかし、今般、外国為替及び外国貿易法違反の疑いで、西松建設株式会社に東京地検特捜部の家宅捜索が入ったことを受け、昨日、6月10日、夕刻、同社横浜支店から、都合により仮契約を辞退したいとの申し出があったため、本件議案の取り下げを行ったものです」と。西松建設横浜支店から仮契約を辞退したいという申し出があったと。「本件整備工事の今後の取扱いにつきましては、仮契約を解除し、関係部局と協議調整を行ったうえで、再度、一般競争入札を行い、改めて市議会にお諮りする予定でおります」と、こういうふうに記者発表資料があります。

それで、議会のホームページのほうを見て、6月定例会における審議議案と議決結果というところを見ますと、議案番号が1号からずっと書いてありますが、5号の次が7号という形で6号は先ほどの記者発表どおり取り下げということで、全然、議案として審議をしていないと、こういうことになっております。

そういたしますと、鎌倉市に対しては辞退をし、防府市に対してなぜ辞退をしないのか疑問に思うわけであります。横浜支店と広島支店と対応が違うということなのか、この辺は自治体によって違う対応を取られているわけですが、これはどうしてなのか、この点について説明を求めたのかどうか、お聞きをしたいと思います。もし、説明を求めておるとすれば、誰に説明を求めたのか、この点について、6番目の質問として、だれに説明を求めたのか、この辺について御回答をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） それでは、私のほうからは1番の比率とか、あるいは保証措置。3番の何回、指名停止を受けているかは、後ほど担当部長から、あるいは部次長からお答えいたします。

まず、4番目の山口県は様子を見るということではありますが、これは山口県の御判断をされたと思うんですが、6月5日のニュースより後に上程する予定であったということ

山口県は見送られたということであります。防府市におきましては、さきに議案は上程いたしておりました。それで私どもも、いわゆる取り下げができないかということにつきましては山口県の御当局と情報交換をしたり、あるいは顧問弁護士にもお尋ねに上がりまして、取り下げができないかは、検討はいたしましたけれども、ただ、捜査段階、捜査を受けたというところでもって、いわゆる取り下げの理由が見当たらないというところでも取り下げができなかったところであります。

5番目の鎌倉市云々であります、これもインターネット等に掲載しておりましたので調査等、私どもさせていただきました。こういうことのようにあります。10日に契約の辞退の申し出があったということで、11日が議案の上程日であったそうであります。したがって、既に契約の辞退の申し出がありましたから、いわゆる契約議案は上程できなかったということでありまして、加えて鎌倉市からは、市は契約辞退を強要はいたしてはおりませんよ、ということもお聞きいたしております。

それから、なぜ鎌倉と防府が違うのかということにつきましては、これは6番目の質問と5番目になりますけれども、西松建設中国支店の山口営業所長から聞き取りをいたしておりますけれども、いわゆる契約の締結権がありますのは横浜支店です。防府については西松建設中国支店との契約になりますけれども、支店に契約締結権がありますので、辞退するか否かは各支店が決めていることとあります、ということでもございました。

ということで中国支店の判断では、昨日も呼びまして確認をいたしました、「当工事はやらせてほしい。辞退の意思はない」ということを明言されたところとあります。

最初の契約内容の出資比率並びに契約上の保証措置。あるいは指名停止を昨年度、何回受けているかについては担当から御説明を申し上げます。

議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） JVの出資比率でございますが、これは防府市共同企業体取扱要綱に記載しております、3者JVで出資比率が20%となっております……。20%以上でございます。（「どこが何%ですか、JV出すとき届けを出すでしょう」と呼ぶ者あり）

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） JVの時のこちらの比率を示しましたのは、要綱等に從いまして20%以上というのがありますから、3者ですので20、20。そして、元請けがそれ以外というふうになります、今、議員さんの御指摘のとおり、届けの時に比率が出ておりますので、ちょっと早急に資料を確認させて、後ほど御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） あと1点。検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） それで2番目の契約保証でございますが、契約の中で入札の参加資格要件の中で、入札保証金で保証を行うということになっております。それから、指名停止の件数でございますが、ちょっと手持ちの資料を持っておりませんので、今、調べております。申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 大変失礼しました。出資比率につきましては西松建設が50%、長沼建設が30%、原田組が20%でございます。それから、指名停止の件数でございますが、平成19年度、2回の停止がございます。9月から12月26日までが1回目、2回目が19年の12月3日から3月3日まででございます。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） まず最初に、県との関係ですけれども、県が一定の判断で、6月議会の上程を見送って9月議会にするという形の判断をしたわけですね。だから、防府市も一たん議案としましたけれども、これを撤回して9月議会に上程するという判断が、県が判断したのと同じ理由でできるのではないかと思います。

先ほど、弁護士だとか県と協議したという話ですけれども、それはもう議案を、仮契約をほごにするということが前提での話ではなかったかと思えます。指名停止の要件に合致すれば当然そういうことがあり得るわけですが、県もそういうことを新聞の記事では言われております。私が言うのはそうではなくて、いわゆる様子見のための議案撤回、もう仮契約をやめるというための議案撤回ではなくて、様子見のための撤回ということができるのではないかと。

例えば、これは「ぎょうせい」という出版社が出しております「地方財務実務提要」、広辞苑の厚さぐらいのが3冊あるわけですけれども、その2冊目に これはちなみに地方自治制度研究会編集というふうになっておりますが、実質的に総務省、旧自治省が各自治体を指導するためのこういった本であります。

この中でこういう問いがあります。参考のためにページを述べますと5,983ページですが、「工事請負に関し建設業者と仮契約を締結し、議会へ一たん提案したが、その後これを撤回した場合、市にいかなる責任が生ずるか」、ちょうど今の防府市が置かれている状況とまるっきり一緒です。「議会へ一たん提案したが、その後これを撤回した場合、

市にいかなる責任が生ずるか」、答えですが、「仮契約に対する議会の議決は、仮契約と同内容による本契約を締結してよいかどうかということについての賛否の意思表示で、議決を経た後、長ははじめて本契約を締結できると考えられます。したがって、仮契約の締結により当事者は議会の議決があったときは、一定の内容の契約を締結しなければならない債務を負うこととなりますが、設問のように議決に至らない段階では、市は本契約を締結する債務を未だ負うものではなく、議決に至らなかったことから生ずる損害を賠償する義務は生じないと考えられます」、つまり、一たん議会に提案した議案を撤回した場合に、損害を賠償する義務は生じないと。ただ、「なお」がありますが、「なお、設問のような場合、長は議会に再度提案する義務を免れることはできません」、これはつまり事態がはっきりとわかれば、その時点で臨時議会を開いて、今、仮契約を結んでいるこの3者JVとの議案を提出する。あるいは県が考えておるように9月議会に再度提案すれば、それで義務を果たすことができると、こういうふうに書いてあります。

それで問題はじゃあ、なぜ議案を取り下げるかということですが、それは県が見送ったのと同じ理由が防府市でもそれを理由として議案を取り下げたと。そして、県と同じように9月議会に提案をしました。こういうふうになれば県と同一歩調がとれる。こういうふうになりますが、再度お聞きします。いかがお考えなのでしょう。

それからもう1点は、会社が契約を締結した後、きちっと工事ができるかどうかということですがけれども、JVの出資比率をお聞きしますと50、30、20という形で、その半分を責任持つという形になります。それから当然、準大手のゼネコンですから、それなりの技術力もあるということになると思います。

しかし、こういった形で事件にも発展するかもしれない。こういう形になると本当に大丈夫なんだろうかという気もいたします。私はどうも、そういう経済の問題については疎いので参考になればと思い、インターネットのヤフー・ファイナンス、これの企業情報のところの掲示板、いろんな投資家書いていることですから中には若干、無責任なというのか、そういったことも見られないかも、そういうふうにもとられるような発言もありますけれども、しかし、一定のそういった株だとか、経済に通じている人たちの感覚というのか、雰囲気というものは、これから一定程度うかがい知れるわけです。

例えば、このヤフー・ファイナンスの掲示板、「6月15日、裏金の持ち込み記事。日経新聞ではあその後、ぱったりと出てこない」、日経新聞ではぱったりと出てこなかったんですが、読売新聞では2日後に出ました。それから、山口県的には出て、それが全国的にも報じられました。それで、「考えられる理由としては1. 静かに取り調べが進んでいる。意外な大物 家」、多分、政治家という意味なんだろうが、「が絡んでいる。2. 強力

な圧力で抑え込まれている。3 . 単なる一部、数名の社員による犯行。会社ぐるみではない」、これについては、読売の記事が否定するような材料になるわけですが。「4 . 事件そのものが誤報。一体、真実はどこに。通常、1 以外の理由は考えられない」というような形で「株が少し上がったり、下がったりしているけれども」ということが書いてあります。

それから、6月19日、一部だけ読みますが、「当然、その裏金が政治家に渡った件では、との観測が出てきても当然だ。しかも、この時期ということで実際、ある政治家に関して、あの案件絡みではといった情報が出ているのだ」と。こういうふうなことが書いてあります。

それから6月25日、これはちょっとショッキングな見出しですけれども、「民事再生」という見出しで投稿があります。「ここも裏金で指名停止食らうなら、1 回目じゃないから3 カ月で済むわけなさそうだし、よくて半年で、1 年ぐらい食らいそう。不動産の下支えも見込めない今期ではもう致命的かな。こんな状態で、もし合併するとしても、合併より吸収される形で行われると思うし」云々という形であります。それで、「第2 のスルガ、なる確立は高そうですね」と。スルガというのは、少し前に民事再生になったスルガコーポレーションのことを言っているわけであります。

それから6月26日。昨日ですけれども、先ほどの民事再生に対する、これは返信という形で「ひょっとしたら」という題が付いています。「東京地検特捜部が強制捜査を行ったことから黒であることは、まず間違いないと考える。問題は政治家絡みか、会社のトップが絡んでいたのかということころでしょう。裏金で指名停止を食らうなら1 回目でないから3 カ月で済むわけなさそうだし、よくて半年で、1 年ぐらい食らいそうと」、これは前の民事再生という部分から引用しているわけです。「半年から1 年、しかも国関連だけではなく、民間企業の契約も飛ぶからとんでもない赤字になると予想します」と。「自社の評判が落ちれば、当然受注も減る。また、国も安易に吸収合併を認めないでしょう」。それから、ちょっと飛ばして「コンプライアンス指定には民間だから無理か。それより怖いのは上場廃止。事件が複数年にわたって行われていた場合は、その可能性も十分あると思います」。

こんな形で、景気だとか、株に関心がある人たちは見ているわけでありまして。そうやってまいりますと、ここである意味では様子見をするということが、逆に言うと大観をつくるということについていけば、かえって早道になるかもしれないということだってあるわけでありまして。

それで、先ほど、指名停止を聞きましたけれども、昨年は2 回ということで9 月から3 月まで下半期、半年間、指名停止を食らっていたというのか、指名停止であったわけです。

ね。最近は、インターネットで指名停止業者の一覧ということで、いつからいつまで指名停止をしているかということホームページに出している市もあります。

九州のある市では3回にわたって、これはもうちょっと防府よりも軽くて3カ月の指名停止という形ですが、こういう形で非常に会社のコンプライアンスが低いところと契約しても大丈夫かなと。そういう意味では、県のように様子を見るということがかえって安全策ではないかと。

国体の関係があって、早く着工したいという気持ちは関係者の中にはあるわけですが、ここはもう少し慎重に見ないといけないんじゃないかと、こういうふうに思いますので、この点について、市の御見解をお伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） いろいろとるる御説明とか、資料の御説明をいただきましたけれども、インターネットの書き込みでこういう御意見があるというような御披露をいただきましたけれども、まずはじめに、山口県のいわゆる置かれている立場と、鎌倉市も同じであったわけですが、防府市の立場とは、いわゆる議案を上程する前であったというところと、議案上程後というのが、ここが大きく立場が違うわけでございます。その辺をよく理解をいただきたいと思います。と申しますのは上程して取り下げる時にはそれなりの理由が要るわけですね、理由が。

いろいろと私ども探してみましたけれども、撤回理由等を見付け得なかったという状況でございますので、上程前であるなら見送るということも可能でありますけれども、上程した後、じゃあ、撤回する理由を一生懸命、私ども探しましたけれども、理由を見つけることができ得なかったといったものであります。

それから、いま一つは、やはり、じゃあ見送った場合、じゃあこの事件が何カ月先に発展するのか、進展するのかということも、私ども捜査の担当じゃないからわかりませんが、また二、三カ月先なんだろうか。あるいは半年先なんだろうかというようなこともいわゆる心配の種でありました。

ただ、捜査に入っただけで次の日に、いわゆる指名停止要件であります、いわゆる逮捕起訴といったところまでいけば、これは簡単にできるわけですが、捜査に入った段階で、じゃあ、どうなるのかという、その見通し、保留にした時に何月先になるのか半年先なのか、どうなのかといったことも、いわゆる、私どもの不安材料でございました。

それから、いま一つこれは参考になるかならんかわかりませんが、焼却場の今、プロポーザル等々をやりまして、4者応募がございましたけれども、うち1者については4月、公取委の審判、審決がございまして、指名停止にいたしましたので結果的に3者になりま

したけれども、この案件は平成11年のいわゆる談合事件といったものについて審判・審決が20年の4月16日に出たということもございまして、じゃあ、この事件がいつまで待たらいいのだろうかということを、これは捜査を待たなくちゃいけないわけですし、その見通しが立たない。

やはりずっと待っていて、じゃあ、今から体育館建設どうなるのかといったことも、不確定要素でございますけれども先行きが見えないと。また、いま一つには、今ございましたように延ばした場合については、じゃあ、いつまで延びて、いわゆる国体のプレ大会に間に合うのだろうか。本大会に間に合うのだろうかというようなことも不安材料でございます、したがって、今、現時点で、いわゆる進展のない場合については、このまま取り下げをいたさなかったと。でき得なかったというのが現状であります。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 先ほどの答弁と余り変わるところがありませんので、私のほうは意見としてもう1回ほど発言させていただいて、私の質疑は終わりますが、むやみやたらに延ばせと言っているわけではないのです。県と同じように、9月議会まで待たらどうかという形なわけです。私たち議員の任期もこの11月の二十何日までですので、当然、まだ任期がもう1年続くとすれば責任がもっと持てるわけですがけれども、そういう形で、延ばすとしても9月議会だろうと思います。そのことがまず1点です。

それから、取り下げる理由がないというふうに言われましたけど、県のほうも仮契約をして6月議会に、本来であれば上程しなければならないわけですね。それが一般的な信義則というものだと思うのですが、県は仮契約をしながら直近の議会に出さないで、9月議会まで様子を見るという選択をされているわけです。そしたら、同じような理由が防府市についても、一たん提案をしてもそれを撤回して9月議会まで様子を見るためであると、あるいはもっと早く決着がつけば、私が先ほど言いましたように、臨時議会を開いて7月でも8月でもされればいいと思うのですけれども、そういうこともあり得るのかなと。

撤回するということについては、先ほど言いましたような、総務省が各自治体を指導している文書でも損害を賠償する義務は生じないと。ただ、長は議会に再度提案する義務を免れることはできませんと。その義務を果たすために、9月議会あるいは臨時会で再度提案をされればいいと、こういうふうに私の意見だけ申し上げて質疑を終わります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 確認をさせていただきます。

まず、1点ですが、先ほどもありましたが、6月5日テレビ等で、ニュースで報道があったと。西松建設に外為法違反で東京地検特捜部が捜査に入ったという報道があった。私

もこれは、記憶ですが、6月5日の夕方のニュースでこれを知った記憶があります。6月6日、朝刊に同じことが報道された。このことを執行部が、報道の事実を知ったのはいつであるのか。そして、これを受けて西松建設に事情を聴取したのはいつであるのか。これをお聞きいたします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 議員さん、ちょっと日にちは忘れましたが、私もちょうど夕方の6時台のニュースだったと思うのですが、テレビを見ましたら、第一報を聞きました。したがって、すぐさま、夜、契約事務を担当しております、いわゆる入札検査室の室次長に、すぐさま電話を入れまして、すぐ情報を集めるようにという旨の指示をいたしたところでありまして。あわせて、その事実確認のために、いわゆる西松建設さんの事情徴収を行ったというところでありまして。

以上であります。（「行ったのはいつですか」と呼ぶ者あり）6月9日に入札検査室にお呼びしたということでありまして。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 実は6月6日というのは、本議会前の議会運営委員会が開かれました。我々は、私も議運のメンバーでありますけども、執行部側から情報が全くない状態。前日のテレビのニュースの報道、または当日の朝刊等のみでの情報でこれを判断せざるを得ないという状況であり、執行部側からは、このことに関しては全く情報がない状態で、議会運営委員会独自の判断で、初日即決という予定を本日の最終日ということで決定をいたしました。

事情徴収したのが6月9日ということで、間2日間あったわけで、まあ、これもかなりのんびりしているなあというふうに思うわけですが、情報がないというのも1つの情報であります。このことを議会運営委員会が開催されることは、当然、執行部は承知であったわけですが、議会側に全く説明がなかったことはなぜか。まず、それを聞きましょう。

全く説明がなかったというのは、どうしてでしょうか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 我々も情報を集めている段階でありまして、やはりニュースを聞いて、その事実がどうであったかと一生懸命集めている状況であります。したがって、まだその辺が集まらないうちに、ああでした、こうでしたと、不確定情報を提供する気はありません。また、議会にもやはり事務局に調査係というものがありますから、議会のほうでもやはりお調べになるべきではないかなと思います。

我々は一生涯懸命になって、いわゆるそういった情報集めには奔走はしたけれども、まだ

きちっと集めるまでには至っていない。その情報をいろいろ集めた後、やはり県とも情報交換も行いましたし、あるいは弁護士にもこういう場合どうなるのかと、資料をつくってどう対処すればいいのかと。やはり、法的なことも検証しなくてははいけません。それらの内部努力はきちっとしたつもりでありますし、私をチーフとして、あのニュース以後、直ちに3回くらい何度も何度も集まって、きょうは弁護士にアポがとれたから行ってくれとか、あるいは、きょうは県との情報交換ができるからというのですぐ行けとか、そういう努力はしたつもりでありますし、その結果については、打ち合わせについては、議会事務局長も出席していただきまして、内部資料については、こういったものでしたといったものは事務局長を通じて、内部資料はお知らせしたと思っております。努力はいたしたつもりであります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 私が、先ほど申したのですが、要は6日の日に議会運営委員会が開催されることを知らないはずはないわけですね。で、全く何もなかった。委員の中から、こういう報道があったが、これを初日即決していいものかという、そこで意見が出なければ、初日即決になっていたわけですよ。それで執行部はよしと思っていたという判断ができる。で、あなたたちが情報を得ていないというのが1つの情報なのです。今、情報を収集しているが、確たる情報につかめないという情報を議会に報告することが、あなたたちの誠実な態度だと、私は思うわけです。

スピードに関しても、その後、要は説明会があったわけですが、これは議会運営委員会が初日即決という判断をしなかったから、この説明会が開けた。初日即決していれば、そういう話になっていないわけで、あなたたちの努力というのは何にもならなかったということ、初日即決しておれば。

こういう状況ですと、何にも情報が集まっていない状況ですと。現在、情報をしっかり集めていますということを、あなたたちは議会に報告する義務があるし、これが誠意ある態度であろうと私は考えるわけで、また、今議会、何度も市長の口からもスピーディという言葉が出てきたが、執行部からしてこのスピーディな対応というのできていないということを指摘して、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 2点ほど質問させていただきます。重複する点があると思いますが、御容赦願いたいと思います。

請負契約が締結された後に、仮に有罪が確定した場合、西松建設から辞退があればいいのですが、辞退がない場合、市から契約を解除することは可能かどうか。その場合、違約

金とかいった賠償責任が生ずるのか、その点の御説明をお願いします。

それと2点目ですが、西松建設の企業倫理が高ければ、東京地検特捜部の捜査結果を待つまでもなく、内部調査を行い、事実関係を明らかにすると思います。6月6日に新聞報道され、きょうまで既に22日間の時間が流れております。この間、内部調査をしておれば、何らかの事実が判明していると思うのですが、西松建設への聞き取り、先ほど、6月9日はあったようですが、その後、どういう聞き取りをされたのか、その聞き取りで判明した事実はあるのか、ないのか、その点をお願いします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 最初の、いわゆる契約の、要するに契約の破棄の申し出ですか。それも、契約破棄できるかどうかということですが、弁護士も相談しまして、向こう、相手様があることですから、破棄する場合はいわゆる合意解除ということで、この契約をいわゆる合意解除したいという申し出をして、相手様と解除に応じてくれないかということの申し出は、理論上はできます。

しかしながら、その時には、交渉してみなくてはわかりませんが、向こうがどういう条件を出されるのか、いわゆる道義的責任をもって、もう合意解除しましょうやと、はい、よろしゅうありますというふうになるのか、ならないのか、これはわかりませんが、理論上は合意解除という手段がございます。

いま一つ、情報云々ですが、私どもも本当に情報が少なくて困ったわけでありまして、やはり西松建設にも二度、三度電話を入れて、その後、進展があったのかどうなのかということの問い合わせをしております。が、中国支社では、本社の状況等々については、情報がないということで、情報が西松建設からはほとんど入らなかったというのが一つ現実でもありますし、それと合わせて、山口県のほうにも新たな情報がないかということは、再三再四、電話等で情報が入ったら、お願いします。あるいは、こちらから電話を入れて、新たな情報は入りましたかとかいうことを、お尋ねを申し上げておりますが、きのうも確認をさせていただいて、新たな情報は入っていないということは、確認をさせていただいております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） まず1点目のほうなのですが、合意解除ができなかった場合にどうかということなんです。市民の体育館ですから、有罪の会社が建てることは、私は市民感情からしたら許されないと思うのです。その場合に、市から解除をしたいと言ったときに損害賠償が生じるのかどうか、その点お願いいたします。

それから、西松建設の事情徴収ですが、中国支店ですよね。これが何回防府市を訪問さ

れたのか。6月9日以降、あったのかないのか、お願いします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） いわゆる契約を解除するということは、要するに一方的な通告によるということは、私も考えておりません。やはり解除するというのは、一たん仮契約とかをしておりますので、それを解除する、破棄するということは、やはり方法とすれば、合意解除という方法だと私は思っております。

それから、西松については、実際に防府市役所に来ていただいたのは、最初の、先ほど申し上げました6月何日かの時には、広島から来ております。それから、昨日は山口営業所長というふうに聞いております。2回ほど、防府市役所に来ていただいております。あとは電話連絡であります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 3回目ですが、最後ですが、内部調査をした結果、中国支店が、私どもでは全く身に覚えのないことであると、言ったのかどうか。言わんのであれば、どうですかと聞くのが、発注者側として当然だろうと思うのですよ。その点についてはどうですか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 要するに捜査が入ったということは事実であったようですが、事実だけれども、広島支店は、その中身についてはわからないと、情報等は届かないということでありました。会社のほうでそういう箱口令の指示が出ったのでしょうか、どうかわかりませんが、私どもは、西松の広島支店にお尋ねしたときにはそういう回答で、それ以上の情報等は得るに至っておりません。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 今の藤本議員の質問に関連して、幾つか質問したいと思えます。

まず、今、副市長が御答弁いただいた内容は、若干、正確を欠くのではなからうかと思えます。これは、市のほうが用意したペーパーです。これは、市の顧問弁護士の見解ということで、市のほうが用意されたペーパーに、合意解除というのは、仮契約の合意解除は可能かという設問で、仮契約の合意解除は可能であると書いてあります。しかし、本契約は違いますよ。これ、一番最初に書いてある。本契約を締結した後、指名停止の事由該当が明らかになり、つまり、代表役員なんか逮捕されたり、起訴されたりした場合に指名停止とした場合でも、本契約をもう結んでしまった、つまり、議会で議決してしまって本契約を締結したら、契約は有効である。こういうふうに市自身のペーパーに、弁護士の見

解として書いてあります。仮契約と本契約、違うんですよ、その点、どうですか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 藤本議員さんの御質問にお答えしましたのは、要するに契約が有効になった後でも契約解除ができるかという趣旨に、私はとらえて、その旨を述べたわけでございます。契約を結んでしまえば、資料等を御提供申し上げましたように、契約を締結すれば、契約はずっと有効になりますけれども、その解除ができるかということになれば、それは合意解除しかありませんねというふうに申し上げたわけでございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 本契約を締結した後でも、合意解除は可能ということですか。もう一度確認します。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 弁護士には確認しておりませんが、要は契約の解除ということですから、昨年もありましたように、契約を結んでいても、いわゆる民法上の合意解除というのは、私は可能というふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 弁護士がこうやって書いておるわけですから、言っているわけですから、私は、今の副市長の見解というのは非常に疑問があるというふうに、一つは指摘しておきたいと思います。もう、本契約結んだら、解除はできないのではないかとこのうふうに思います。

それで、2点ばかりお伺いしますが、先ほどから、この議案の、一たん上程した議案を撤回できるかどうかという問題で、盛んに市側の執行部のほうは、それらしき理由が見つからないから撤回できないと、これを繰り返し言っておられます。しかし、先ほどから聞いていますと、西松建設側の姿勢というのは、私に言わせれば非常に誠実さを欠くと思います。先ほどの藤本議員の質問でも、社内調査の形跡もはっきりわからない。しかも、広島にある中国支店は、本社のことだからよくわからない。こんな無責任なことがありますか。これだけの重要な議案、二十数億円の契約を結んで、本社のことだから広島はわからん、こういう態度で市が納得すること自体、私は不可思議であります。

そういう中で、先ほどから何回も言われているように、そういう状況だから、様子を見たいから一たん議案を撤回して、様子が変わったら本契約を結ぶなりしたいということは、これ立派な理由だと思えますね。しかも、これは県も同じような理由で、様子を見るために、仮契約を結んで、本当なら6月議会に出さなければいけないのだけど、それを見合わせて様子を見たいと言っているわけですから、県当局も。当然、防府市も、ここに書

いてあるように、一たん上程しても、様子を見るためにこれを撤回することは、何ら差し支えないというふうに、この財務実務提要というのは書いてあるわけです。やっただらいいと思うんですね。それが、市民に責任を持つ行政の常識だと思います。

それからもう一つ、何カ月先になるのかわからない。これは県当局も同じですよ。県だって、今回上程しなかったけど、事件が、全容がはっきりし、処分が決まるまで何カ月先になるかは、県だってわからないけど、あえてこれ上程しなかったんです。保留状態にしているわけですよ。しかも、これは陸上競技場のかなり大きな工事ですね。これだって国体と密接にかかわっているわけです、市よりはもっと大きなかわり合いがあるわけですから。それでも待つと言っているわけですよ。様子を見ると言っているわけです。全く防府市と同じなんです。しかも、国体に関して言えば、防府市よりもっと責任は重いんです。

そういう点でこの2つの問題、西松建設のこの姿勢をどう市としては評価しているのか。私に言わせれば、極めて誠実さを欠くと思いますが、それについてどう評価しているのか、これが1点。それから、何カ月先になるかわからないと言っても、これは県と同様、やはりここは、様子がはっきりするまで見守るべきではないかと思うが、それについてどう思うか。この2点についてお答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 前段のどう思うかということですが、1つだけ申し上げておきますが、納得しているというお言葉をいただきましたけれども、決して納得はしておりません。不誠実な態度については、私の胸の内にもあります。納得はしておりませんが、何度も申し上げますけれども、上程を取り下げる事由等を見つけることができなかつたといったところであります。

2番目につきましては、先ほど、議員さんの御質問にお答えしましたように、じゃあ、何カ月先になるのかといったようなところ、事例も交えて御説明申し上げましたけれども、じゃあ、ずっと待っていて、どうなるのかというところでありまして、やはり時期というものがあると思いますので、やはり与えられた時期の範囲で、やはり判断をせざるを得ないのではないか。その時々で判断をせざるを得ないということで、上程した後の事件ですけども、取り下げる事由等はなかったもので、そのままに御審議をお願いしているところでありまして。

これは回答になったのかどうかわかりませんが、そういった思いと回答であります。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 1点ほど、御確認、お伺いします。

先ほどから様子見ということで、県議会が9月議会ということ、今回の6月上程を見送ったということで、例えば、3カ月、このスケジュールが、いわば確定が遅れた場合、本来、この新体育館は国体に間に合わせることが目的であります。そういった、いわゆる逆算をしてどういった部分に影響が生じるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 建築のスケジュールでございますけれども、いわゆる遅らせた場合でございますけれども、結構詰まっております、9月に遅らせた場合については、いわゆるリハーサル大会ですね。国体リハーサル大会が22年の8月10日ごろの4日間をやる予定であります。ですから、22年の3月末に 今行けばですよ、今の計画では、22年の3月末に完成して（後刻訂正あり）、いわゆる備品とかの準備をいたしまして、7月に供用開始の、8月にリハーサル大会になりますけれども、とりあえず、その部分はまだ遅れてきて、リハーサル大会には影響が出るということまで、遅らせても、そのあたりの影響が出るというところであります。

それから、体育館を建設しまして、旧体育館の解体に入るわけでございますが、旧体育館の解体等をすると、これは今度は本大会のほうですが、多分、間に合うのではないかなと思います。新しい、新北側運動広場の工事には間に合うと思うのですが、これが野球の練習会場となっておりますが、そこはほぼ影響がいかないのでは、すれすれに間に合うのではないかなというふうに思いますが、遅れ方によっては影響が出る可能性もあるというところであります。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時54分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。申しわけございませんが、今、6番の藤本議員から委員会付託の省略に異議申し立てがありました。この扱いについて、いかがいたしましょうか。

23番、田中議員。

23番(田中 健次君) 異議があるという形ですから、それは動議として取り扱って、賛成者があるかどうか、賛成者がおれば動議の取り扱いをして、あとは肅々と採決をされればいいのではないかと思います。

議長(行重 延昭君) 6番、藤本議員。

6番(藤本 和久君) 委員会付託の動議を出します。

議長(行重 延昭君) 今、6番、藤本議員から異議の内容が、委員会付託という動議が出されました。この動議については、議案第45号、第55号について、委員会付託の動議になったわけでございます。(「議案45号についてのです」と呼ぶ者あり)45号ですか、のみですか。(「45号」と呼ぶ者あり)

45号について、委員会付託にという動議が出されました。これにつきまして、動議を賛否をとりたいというふうに。(「賛同、動議の」、「成立してない」と呼ぶ者あり)

動議を出されましたことに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長(行重 延昭君) わかりました。

暫時休憩をとります。

午前11時55分 休憩

午前11時59分 開議

議長(行重 延昭君) それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

22番、山下議員。

22番(山下 和明君) 急な、要するに進行の変化というか、そうしたものがありますので、どこの会派においても、この委員会付託にして継続審議にしていくということに関して、会派でちょっと協議をしたいので、少し時間をいただきたいというふうに思いますが。

議長(行重 延昭君) ただいま、22番、山下議員から御意見がございましたが、ただいま、ちょうど正午でございますので、議会を1時まで、休憩いたします。

その間、今の動議につきまして、それぞれ会派のほうで御協議、意見を取りまとめいただきたいと思っております。1時まで、休憩といたします。

午後 0時 休憩

午後 1時 開議

議長(行重 延昭君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 先ほど、山下議員さんの御質問の中で、完成時期を22年3月末に完成しましてと申し上げましたが、正しい表現として、「工期は22年の3月15日」でしてというふうに表現を変えさせてくださいませ。よろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） この際、先ほど、6番、藤本議員より議案第45号につきまして、委員会付託にすることとの動議がございました……。

20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 提出者に質疑をしてもよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 許します。

20番（伊藤 央君） なお詳細な審査の必要があるということで、委員会付託の動議をされたと理解しますが、どのような審査を委員会で行いなさいというおつもりでしょうか。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） やはり時間の経過を待って、西松建設の、まあ、どうなるかというのを見守るべきだということでございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 詳細な審査をするための委員会付託ではなくて、時間を取るというための、委員会付託を提案されたと受け取ってよろしいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 時間経過がくれば、明らかな事実が出るかもしれんということでございます。

議長（行重 延昭君） 議案第45号につきまして……。 （「討論、質疑が出たから、討論を」と呼ぶ者あり） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 今の動議に賛成の立場で討論をいたします。

1つは、相手の西松建設がこの事態の関係について不誠実な態度であるということであり、これについては、副市長も納得していないと答弁をされました。

それから、私と少し見解が違うわけですが、執行部は議案撤回をする理由がないと。したがって、撤回できないというふうに言われました。そういうことありますので、議会と執行部は車の両輪とありますが、ここは議会が委員会付託という形をして、時間を少し先延ばしにするということができるのではないかと思います。

ずっと、このままどこまでも延ばすのかというような御懸念もあるかもしれませんが、11月には私どもの議員の任期が切れます。9月議会で結論を出さなければ、この議案は、

9月議会で継続ということになれば、廃案ということになりますので、とにかく9月議会では結論を出さざるを得ない。一定の判断をせざるを得ない。それが事態の経過が不明であっても、9月議会には判断をせざるを得ない。まあ、こう考えるわけであります。

したがいまして、むやみやたらに延ばすわけでもありませんし、きちっとしたものが出るように、いましばらく時間をかけるということで、委員会付託にするということについて賛成の態度を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 反対討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） それでは討論を終結して、議案第45号につきまして、委員会付託することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第45号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。よって、議案第45号について一括して討論を求めます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） この議案に反対の討論をいたします。

先ほども質疑の中で申しましたが、市の顧問弁護士の見解では、本契約を締結をしたら、そのあとで指名停止事由が明らかになってもこの契約は有効であるというふうにあります。ですから、いわば、きょう議決してしまえば、後戻りはできないわけであります。そういう意味でも、極めて重大な決定をするわけでありまして、慎重にならなければならないと考えております。

事実が明らかになるまで様子を見るというのは、いわば、市民に責任を持つ立場からすれば、極めて妥当な態度であり、良識的な態度だと考えます。山口県当局も、その立場に立たれて、今回、議案の上程を見送られたわけであります。9月議会まで見送るということにされたわけであります。

ですから、防府市も同様の態度をとっても少しもおかしくない。しかも、上程した議案を撤回することは、何ら支障はないということは、先ほど、地方財務実務提要にも書かれていたとおりでありまして、その点からしても、様子を見るという意味で、きょう議決をする、可決をするということには賛成できません。

なお、先ほど、田中議員も言いましたが、西松建設側の誠意ある態度が見られないということも、私は指摘しておかなければならないと思います。こちらから情報を求めても、積極的に開示しない。広島支店では東京のことだからわからないと。それからまた、昨日

ですか、鎌倉に対しては辞退したので、我が市に対してもどうかというこちらからの働きかけに対しても、山口営業所の人に来て、それはするつもりはないというふうに言われたわけですが、私は本来なら、こういう山口営業所という当事者能力のない立場の人に来て言うことではなくて、契約の当事者である広島中国支店から、当然、例えば支店長などが飛んできて、これ、説明してもしかるべきだと思うのにそういう態度もとらない、こういう点では、極めて不誠実な態度であると。ある意味で言えば、防府市を軽く見ているというふうに言っても、私は差し支えないというふうに思います。

その点でこの議案に、きょう可決することには、きょう可決することには反対をいたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 質疑は委員会付託のところで、討論もさせていただきましたので、簡単に一言だけ言わせていただきますが、もう少し時間をかけるべきであって、きょう決めるべきではないと。きょう決めるという議案ですので、そのことをもって賛成しがたいということを態度表明いたします。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） この議案は初日に上程されて審議される予定だったのですが、西松建設に外国為替及び外国貿易法違反の嫌疑がかかっている様子を見るということで、最終日に審議するように変更になった経緯があります。賢明な措置だったと思います。しかし、その後、新たな情報もない状況で本日の審議になったわけですが、正直言って判断に困ります。

基本的にはこの議案に賛成するものですが、不本意ながら以下の理由により反対します。

1点目ですが、山口県が議案の上程を見送ったように、防府市も事実関係が明らかになるまでこの議案は上程すべきではなかった。仮に、既に上程済みだったとしても、取り下げるべきだったと判断します。

2点目ですが、議会は市民に対して説明責任があります。この議案に賛成する依拠を見出すことができません。したがって、市民への説明責任を果たすことができません。

3点目ですが、市民の税金を使って体育館を建設するわけですから、発注先は市民の信頼に足る企業でなくてはなりません。東京地検特捜部の捜査の行方を待つのではなく、みずから内部調査をし、発注先に積極的に報告してこそ市民の信頼に足る企業で、残念ながら現時点では、西松建設は倫理観が欠如していると判断せざるを得ません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番(山下 和明君) 先ほど説明がありました、西松建設などのJVが落札した新体育館建設主体工事を締結しようとする議案が上程されていますが、西松建設本社に東京地検特捜部が外国為替及び外国貿易法違反容疑で捜査を受けていることがわかっておりません。

そうした事態の中、県においては維新公園の陸上競技場新築工事の契約締結議案を、6月議会への提案を見送ることとしております。こうした情勢の中で、判断、議決を求められているわけでありまして。現時点での情報が限られていること、今後の捜査進展については時間を要することが考えられます。今後の進展、動向を見守るには一定の期間が必要となります。

そこで、同議案の上程を引き延ばすことが望ましいのではと、先ほど、考えを動議に賛同ということで示しましたが、しかし、原案で議決が求められておりますので、今の時点では、同事業者の不正が確定した事柄が明らかになった状況でないことからして、同事業に対し、反対する明確事由が見当たらないとの判断で、大変難しい判断ではあります、賛成をしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 20番、伊藤議員。

20番(伊藤 央君) 議案第45号について賛成の立場から討論いたします。

この前もありましたように、現時点で明白になっておる事実は、西松建設に外為法違反で東京地検特捜部が捜査に入ったということのみであります。これ以外、認定された事実というものは存在しておりません。我が国は法治国家であり、法を遵守することを強く求められる我々議会は、疑いというものをもって判断基準にすべきではないと考えます。あくまでも認定された事実をもって判断しなくてはならないと、私は考えるものであります。

報道により、市民の間に不安や憤りが広がっていることは、重々理解しておりますが、先ほど、紹介があったネットの書き込みを含め、そういった流言飛語のたぐいによって惑わされ、また、行動を左右されるということは議員として避けるべきであろうと考えます。これらに流されるということは、民意の反映ではなく、大衆迎合主義のたぐいではないかと考えるわけでありまして。

当該契約の相手先である、西松建設及び2者を排除すべき理由というものが見当たらない。また、これをいたずらに時間を引き延ばすといったこと、現在の状況で行う正当な事由というものが見当たらない。西松建設の、一企業の正当な業務を妨げる理由というものが見当たらないものと考え、この契約を認めなければ、これが前例となり、今後、私的に利用される可能性も否定できません。

よって、議案第45号に賛成の立場を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結いたします。議案第 4 5 号については、反対の意見もありますので、起立による採決をいたします。議案第 4 5 号については、原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第 4 5 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 5 号については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 5 5 号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第 1 0 1 条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成 2 0 年第 2 回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れでございました。

午後 1 時 1 7 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 0 年 6 月 2 7 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 馬 野 昭 彦

防府市議会議員 大 村 崇 治